

## 産業分類に関する我が国と国際及び米国分類との比較

### 【日本標準産業分類（JSIC）】

日本標準産業分類は、事業所において行われる経済活動すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

- ①生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能など）
- ②財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）
- ③原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額又は販売額等も考慮されている。

分類項目は最大4桁で、1,455項目である。

### 【国際標準産業分類（ISIC）】

国際標準産業分類は、一般的には生産活動、すなわち、国民経済計算（SNA）の対象となる国民生産に含まれる経済活動をその対象としている。分類項目集約の基準としては、

- ① 財、サービス及び生産要素に関するインプット、
- ② 生産プロセスと技術、
- ③ アウトプットの特徴、
- ④ アウトプットの用途、

に基づいている。より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が重要だと考えられている。

分類項目は最大4桁で、419項目である。

### 【北米産業分類システム（NAICS）】

供給指向の産業分類システムであり、生産プロセスという単一の概念に基づいて構築されている。

分類項目は、米国最下層項目（6桁分類）で、1,065項目である

<参考> 日本標準産業分類、国際標準産業分類及び北米産業分類システムの項目数及び大分類項目比較表

国際標準産業分類(ISIC Rev. 4)(2008)				日本標準産業分類(JSIC)(2007改定)				北米産業分類システム(NAICS)(2012)				
大分類	中分類	小分類	細分類	大分類	中分類	小分類	細分類	大分類	中分類	小分類	細分類	US独自
	(2桁)	(3桁)	(4桁)		(2桁)	(3桁)	(4桁)		(3桁)	(4桁)	(5桁)	
A 農業, 林業及び漁業	3	13	38	A 農業, 林業	2	11	33	11 農林漁業及び狩猟業	5	19	42	64
B 鉱業及び採石業	5	10	14	B 漁業	2	6	21	21 鉱業, 採石業, 石油・ガス採掘業	3	5	10	29
F 建設業	3	8	11	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	7	32	23 建設業	3	10	28	31
C 製造業	24	71	137	D 建設業	3	23	55	31-33 製造業	21	86	180	364
D 電気, ガス, 蒸気及び空調供給業	1	3	3	E 製造業	24	177	595	22 公益事業	1	3	6	14
E 水供給, 下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	4	6	8	F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17	51 情報産業	6	12	27	32
J 情報通信業	6	13	23	G 情報通信業	5	20	44	48-49 運輸及び倉庫業	11	29	42	57
H 運輸・保管業	5	11	20	H 運輸業, 郵便業	8	33	62	42 卸売業	3	19	71	71
G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	3	20	43	I 卸売業, 小売業	12	61	202	44-45 小売業	12	27	58	69
K 金融・保険業	3	10	18	J 金融業, 保険業	6	24	72	52 金融及び保険業	5	11	31	41
L 不動産業	1	2	2	K 不動産業, 物品賃貸業	3	15	28	53 不動産業, レンタル及びリース業	3	8	19	24
M 専門・科学・技術サービス業	7	14	14	L 学術研究, 専門・技術サービス業	4	23	42	54 専門的・科学的・技術的サービス業	1	9	35	48
N 管理・支援サービス業	6	19	26	M 宿泊業, 飲食サービス業	3	17	29	55 事業経營業	1	1	1	3
I 宿泊・飲食サービス業	2	6	7	N 生活関連サービス業, 娯楽業	3	23	67	56 管理・支援及び廃棄物処理並びに改善サービス業	2	11	29	44
R 芸術・娯楽及びレクリエーション	4	5	10	O 教育, 学習支援業	2	15	34	72 宿泊及び飲食業	2	6	10	15
P 教育	1	5	8	P 医療, 福祉	3	18	41	71 芸術, 娯楽及びレクリエーション業	3	9	23	25
Q 保健衛生及び社会事業	3	9	9	Q 複合サービス事業	2	6	10	61 教育サービス業	1	7	12	17
S その他のサービス業	3	6	17	R サービス業(他に分類されないもの)	9	34	65	62 医療及び社会福祉業	4	18	30	39
U 治外法権機関及び団体	1	1	1	S 公務(他に分類されるものを除く)	2	5	5	81 その他のサービス業(公務を除く)	4	14	30	49
O 公務及び国防, 強制社会保障事業	1	3	7	T 分類不能の産業	1	1	1	92 公務	8	8	29	29
T 雇主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動	2	3	3									
21	88	238	419	20	99	529	1,455	20	99	312	713	1065

※日本標準産業分類(JSIC)(2007改定)では、主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を設定